

公共用地買収等にかかる固定資産税及び都市計画税の減免について（おしらせ）

佐賀市役所資産税課

○固定資産税及び都市計画税の減免とは・・・

一旦、課税された固定資産税及び都市計画税の減額または免除を受ける制度です。

固定資産税及び都市計画税は、毎年1月1日の賦課期日に土地や家屋などの固定資産を所有している方に課税されます。

しかし、国、県、市などに公共用地として売却または寄附された固定資産については、減免申請書を提出することで、固定資産税及び都市計画税の減免を受けられる場合があります。

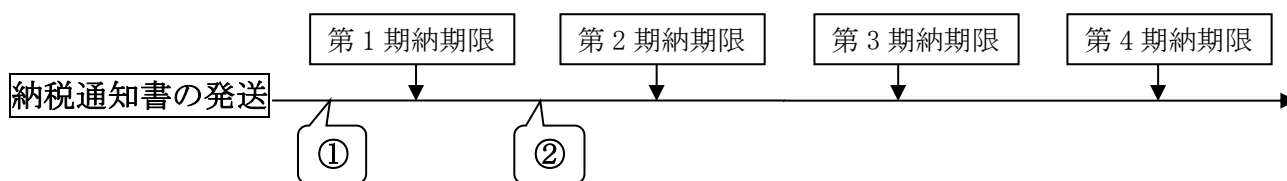
〈減免対象となる固定資産〉

1. 12月31日までに公共用地として買収契約を締結したが、翌年の1月1日時点で登記が済んでいない土地（ただし、買収された土地は国、県、市等に引き渡し、私人が使用しなくなった後に限る）
2. 公共用地として寄附された土地及び家屋

〈減免される固定資産税及び都市計画税の範囲〉

◎申請時に納期限が未到来で、納付を済ませていない固定資産税及び都市計画税

【例】申請書の提出時期と減免対象



- ・提出時期が①の場合、第1期～第4期の未納付の税額の範囲内で減免を受けることができます。
- ・提出時期が②の場合、第2期～第4期の未納付の税額の範囲内で減免を受けることができます。

◎ 申請手続き等、くわしくは佐賀市役所資産税課へお問い合わせください。



【問い合わせ先】佐賀市役所 資産税課

TEL：土地一、二係 0952-40-7070

家屋一、二係 0952-40-7071

E-mail：shisanzei@city.saga.lg.jp

FAX：0952-25-5408